

# 企業立地の優遇制度のご案内〔福岡県久留米市〕

本社機能移転・拡充用

## ■本社機能の移転・拡充を行う場合

### 久留米市産業振興奨励金（補助金）

対 象	要 件	内 容	限度額
本社機能移転・ 拡充	福岡県アジアビジネス拠点化 に向けた本社機能立地促進計 画に基づく地方活力向上地域 特定業務施設整備計画として 福岡県に認定された事業を行 う者	設置する事業所に対して新たに課せ られる固定資産税額×50% ＜3年度間＞	なし
		市民の新規雇用者数及び市外から の移転者数1人あたり30万円  *市民の新規雇用者： 雇用保険加入、事業開始1 年以内の採用かつ1年間の 継続雇用が必要。  *市外からの移転者： 雇用保険加入、事業開始1 年以内の転入かつ1年間の 継続市内在住及び継続雇 用が必要。	なし
		業務施設の年間賃貸借料及び年間 共益費（敷金等を除く）×25% ＜3年度間＞	500万円/年

**\*裏面に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けるための条件及び本社機能の説明を記載していますので、参照してください。**

**\*事業開始後5年未満に事業の全部又は一部を休止又は廃止したときは、補助金の返還が必要となります。**

**\*各支援制度の適用は、あらかじめ市の承認が必要です。事前にご相談ください。**

＜ご相談・お問合せ先＞

久留米市商工観光労働部 企業誘致推進課 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3

TEL：0942-30-9135 FAX：0942-30-9707 E-mail：kigy@city.kurume.fukuoka.jp

**\* 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるための条件**

- ・ 福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画に適合すること
- ・ 本社機能において従業員が5人以上（中小企業者は2人以上）増加すること（移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤であること、又は、初年度に増加させる従業員の過半数、かつ、計画期間を通じて増加させる従業員の4分の1以上が東京23区からの転勤者であること）
- ・ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること
- ・ 着工前に申請すること

**\* 本社機能とは**

「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいいます。

工場や店舗は対象となりません。

**事務所**

部門	具体例	詳細説明
調査・企画部門	企画部門、調査部門、経営戦略部門 等	事業・商品の企画・立案や市場調査を行っている部門
情報処理部門	電算処理部門、システム部門 等	自社のためのシステム開発、プログラム作成を専門的に行っている部門（商業に関するものは×）
研究開発部門	製品開発部門、技術開発部門 等	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門
国際事業部門	貿易部門、海外事業部門 等	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行なっている業務
その他管理業務部門	総務部門、法務部門、人事部門、監査部門、施設管理部門 等	総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門

**研究所**

事業者による研究開発において重要な役割を担うもの。

**研修所**

事業者による人材育成において重要な役割を担うもの。